

## いじめのない学校をつくるために

## こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

## もし、いじめられたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

## いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

## いじめのない学校をつくるために私たちができること



-----

-----

-----

あさひわだいさんしょうがっこう  
旭川第三小学校

ほくめつせんげん  
いじめ撲滅宣言

-----

-----

-----

## 4 いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

### ①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

#### 【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- スクールカウンセラーに相談

#### 【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

#### 【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
  - 学校以外の相談窓口で電話
- (\*くわしくは4ページ)  
など

### ②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 不安なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 <input type="checkbox"/> いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめに加わっていても自分にも関係していることを気付かせます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			<b>いじめを知らせてくれた人</b> <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	<input type="checkbox"/> いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 協力が必要などときには、説明をします。

こ  
○子どもホットライン (旭川市子ども総合相談センター)

でんわばんごう  
<電話番号>

こんにちはコール  
0120-528506

うけつけじかん  
<受付時間>

げつ もく 8:45~20:00  
か すい きん 8:45~17:15  
月・木 火・水・金

<メールアドレス>

kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

じゅう しょ  
<住所>

〒070-0040 あさひかわし じょうどおり ちょうめ  
旭川市10条通11丁目



こ じんけん ばん あさひかわちほうほうむきよく  
○子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

でんわばんごう  
<電話番号>

ぜろぜろなな のひゃくとおばん  
0120-007-110

うけつけじかん  
<受付時間>

げつ きん 8:30~17:15  
月~金

こ じんけんエスオーエス イー  
<子どもの人権SOS-eメール> (※メール受付ホームページ)

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/O101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/O101.html)

じゅう しょ  
<住所>

〒078-8502 あさひかわしみやまえ じょう ちょうめ あさひかわごうどうちようしゃ  
旭川市宮前1条3丁目 (旭川合同庁舎)

こ そうだんしえん ほっかいどうきょういくいいんかい  
○子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

でんわばんごう  
<電話番号>

さわやかに コール  
0120-3882-56

うけつけじかん  
<受付時間>

まいにち じかん  
毎日24時間

<メールアドレス>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

じゅう しょ  
<住所>

〒060-8544 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ どうちようべっかん かい  
札幌市中央区北3条西7丁目 (道庁別館8階)



しょうねんそうだん ばん ほっかいどうけいさつほんぶ  
○少年相談110番 (北海道警察本部)

でんわばんごう  
<電話番号>

0120-677-110

うけつけじかん  
<受付時間>

げつ きん 8:45~17:30  
月~金

じゅう しょ  
<住所>

〒060-8520 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ  
札幌市中央区北2条西7丁目

こ チャイルドラインほっかいどう (認定NPO法人チャイルドライン支援センター)

でんわばんごう  
<電話番号>

0120-99-7777

うけつけじかん  
<受付時間>

まいにち 16:00~21:00  
毎日 (12/29~1/3除く)

〇こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

＜電話番号＞

0570-064-556

＜受付時間＞

平日 9:00～21:00  
土日祝 10:00～16:00

〇北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞

011-231-4343

＜受付時間＞

毎日24時間

〇児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（北海道保健福祉部）

＜電話番号＞

189（いちはやく）

＜受付時間＞

毎日24時間

〇性暴力被害者支援センター北海道【SACRACHさくらこ】

＜電話番号＞

050-3786-0799 または #8891

＜受付時間＞

平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター（北海道総合政策部）

＜電話番号＞

0120-501-507

＜受付時間＞

毎日24時間

スクールカウンセラーにも相談することができます。

＜場所＞

旭川市立旭川第三小学校 会議室

＜電話番号＞

31-0561

＜相談時間＞

相談があるときに、前もって担任の先生や教頭先生に教えてください





～いじめのない笑顔あふれる学校を～

# いじめのない 笑顔あふれる学校を



あさひかわしりつあさひかわだいさんしょうがっこう じどうかい  
旭川市立旭川第三小学校 児童会

ねん 年 ぐみ 組 しめい 氏名 \_\_\_\_\_

# 1 はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなさと定めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

# 2 いじめとは？

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など